

柏市公共下水道事業 業務継続計画（BCP）

[地震・水害編]

令和 4 年 3 月

柏市 土木部 下水道経営課

新規定・改訂 記録一覧

[illegible]

目 次

1	下水道 BCP の趣旨と基本方針	1-1
1.1	下水道 BCP の策定趣旨と目的	1-1
1.2	下水道 BCP の位置づけ	1-5
1.3	下水道 BCP の基本方針	1-6
1.4	下水道 BCP の策定体制と運用体制	1-10
2	非常時対応の基礎的事項の整理	2-1
2.1	地震・津波・水害規模の設定	2-1
2.2	下水道施設等の耐震化・津波および耐水化の対策状況	2-9
2.3	地震による被害想定	2-21
2.4	水害による被害想定	2-28
2.5	平時の勤務体制	2-32
2.6	職員の参集人数の予測	2-33
2.7	職員の参集ルール	2-34
2.8	組織体制	2-38
2.9	対応拠点	2-40
2.10	避難誘導・安否確認	2-45
2.11	災害発生直後の連絡先リスト	2-52
2.12	資機材および生活必需品等の備蓄	2-52
2.13	下水道台帳等の整備およびバックアップ	2-53
2.14	被害状況の把握（チェックリスト）	2-53
3	非常時対応計画	3-1
3.1	優先実施業務	3-1
3.2	許容中断時間の把握	3-7
3.3	優先実施業務に必要なリソース	3-12
3.4	対応の目標時間の決定	3-26
3.5	非常時対応の手順	3-31
4	事前対策計画	4-1
4.1	下水道台帳等の整備およびバックアップ	4-1
4.2	資機材の確保計画	4-3
4.3	関連行政部局との連絡・協力体制の構築	4-10
4.4	支援・受援体制の構築	4-14
4.5	民間企業等との協定の締結・見直し	4-16
4.6	住民等への情報提供および協力要請	4-18
4.7	復旧対応の記録	4-19
4.8	事前対策計画のまとめ	4-19

5	訓練・維持改善計画	5-1
5.1	訓練計画	5-1
5.2	維持改善計画	5-4
6	調査・分析・検討の整理	6-1

1. 下水道 BCP の趣旨と基本方針

1.1 下水道 BCP の策定趣旨と目的

(1) 下水道 BCP の策定趣旨

「業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」とは、ヒト、モノ、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行をすることを目的とした計画である。よって、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受け、リソースの制約があっても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。

災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも下水道 BCP を策定する。

(2) 下水道 BCP の策定目的

下水道 BCP は災害発生により下水道機能が低下した場合であっても、下水道業務を実施・継続するとともに、被災した機能を早期回復させることを目的とした計画である。計画策定では、業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、より高いレベルで業務を継続する状況を整えるために、優先実施業務を特定し、この業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を検討する。

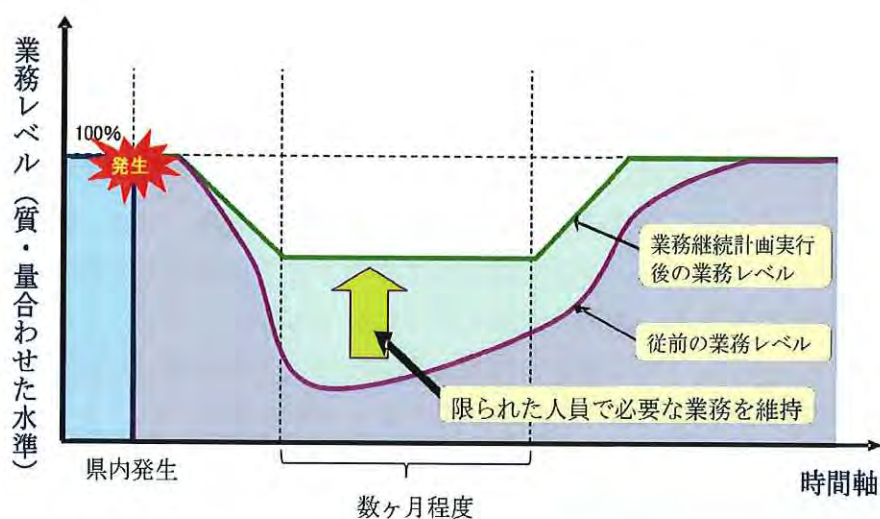
地震や津波等の自然災害を対象事象にした BCP と、新型インフルエンザ等を対象事象にした BCP では、「限られたリソースのなかで事業を継続する」という目的は共通しているが、自然災害を対象事象にした場合は、突発的に発生した災害から短期間で復旧することに主眼をおき、新型インフルエンザ等を対象事象にした場合は、新型インフルエンザ等感染症が発生している時期においても、通常業務のうち停止できない中核的な業務を継続し、社会的サービスを維持することを主眼としている。表 1.1.1、図 1.1.1 に地震災害と新型インフルエンザ等の BCP の役割の違いを示す。

表 1.1.1 地震災害の BCP と新型インフルエンザ等の BCP の役割の違い

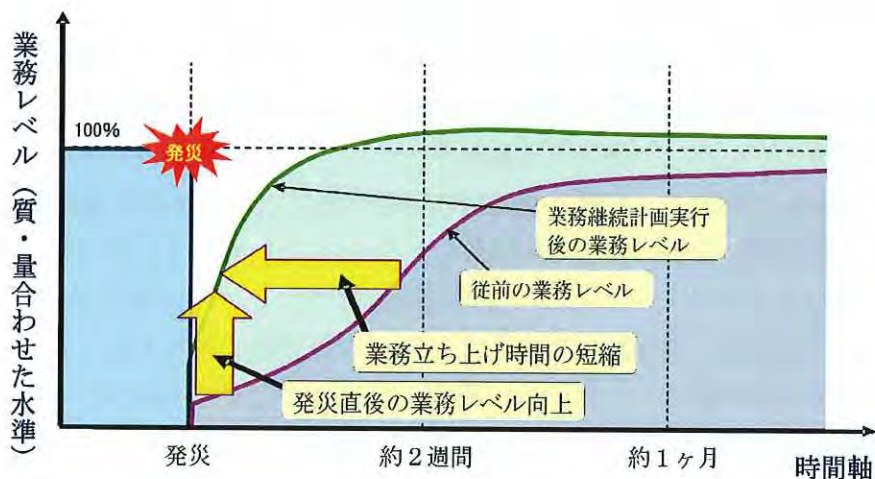
項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン 平成 26 年 3 月 31 日 P2 一部修正

新型インフルエンザ



震災



出典：千葉県業務継続計画（新型インフルエンザ編）千葉県防災危機管理部危機管理課
平成 26 年 1 月策定 P3

図 1.1.1 発災後の業務レベルの回復概念図

「柏市公共下水道事業 業務継続計画」は、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を継続・早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ、大規模地震、津波、水害、新型インフルエンザを対象事象として策定する。

なお、本編は対象事象を大規模地震、津波、水害とした下水道 BCP（以下、「下水道 BCP（地震・水害編）」という）とし、新型インフルエンザ等を対象事象とした下水道 BCP は「柏市公共下水道事業 業務継続計画（感染症対策編）（以下、「下水道 BCP（感染症対策編）」という。）」に示す。

(3) 用語の定義

下水道 BCP（地震・水害編）における、用語とその定義について、「下水道 BCP 策定マニュアル 2019 年度版（地震・津波、水害編） 令和 2 年 4 月 国土交通省管理・国土保全局下水道部（以下、「下水道 BCP マニュアル」という。）」の P19～P22 の内容を引用し、表 1.1.2 に示す。

表 1.1.2 用語の定義 (1)

用語	定義
BCP	業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」のことである、ヒト、モノ、情報およびライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行をすることを目的とした危機管理の計画である。
下水道BCP	リソースが相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続、早期回復を図るための計画である。非常時対応計画、事前対策計画、訓練・維持改善計画などから構成される。対象事象として、地震・津波、水害を想定する。
全庁BCP	リソースが相当程度の制約を受けた場合を想定して、地方公共団体の行政全般に係る機能の継続、早期回復を図るための計画である。
防災対策	地震・津波、水害発生後の要求機能の低下、また、その回復に係る応急対策活動に重大な影響が生じないように、個々の施設の構造面で耐震化・耐津波化・耐水化などにより、要求機能を確保するためのハード対策をいう。 （出典：下水道の地震対策マニュアル2014 年版（公社）日本下水道協会）
減災対策	構造面での耐震化・耐津波化・耐水化のみでは限界があることを踏まえ、地震・津波、水害が発生しても被害軽減し最小化する、あるいは、被災後の要求機能の回復、早期の復旧を図るためのハードとソフトを適切に組み合わせた対策をいう。 （出典：下水道の地震対策マニュアル2014 年版（公社）日本下水道協会）
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、発災時または事前に地方公共団体などが実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担などを規定した計画である。
水防計画	水防法に基づき、地方公共団体における水防事務の調整およびその円滑な実施、水害の警戒・防御・被害軽減などを規定した計画である。
リソース	人、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフラインなどの資源のことをいう。
緊急点検	人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保を目的として行う作業であり、地震発生後直ちに行う。 （出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説平成29 年2 月改訂（公社）日本下水道協会）
緊急調査	重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う。被災地方公共団体から所管都道府県および国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）となる。 （出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説平成29 年2 月改訂（公社）日本下水道協会）
緊急措置	大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では、道路に与える影響、周辺施設に与える影響などの程度に重点をおいて行う。また、処理場・ポンプ場施設では、機能障害につながる二次災害の危険性の程度、処理場・ポンプ場施設および周辺環境に与える影響の程度に重点をおいて行う。 （出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説平成29 年2 月改訂（公社）日本下水道協会）
一次調査	応急復旧または本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査などにより行う。 （出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説平成29 年2 月改訂（公社）日本下水道協会）
応急復旧	一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。二重対策とならない応急本復旧は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の応急工事として国庫負担の対象となる。 （出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説平成29 年2 月改訂（公社）日本下水道協会）

出典：下水道 BCP マニュアル P19～P22 一部修正、追記

表 1.1.2 用語の定義 (2)

用語	定義
二次調査	本復旧工事が必要な箇所およびその施工法などの判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場・ポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。 (出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説平成29 年2 月改訂 (公社) 日本下水道協会)
本復旧	本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。原則として、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害査定を受けた復旧工事をいう。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。 (出典：下水道事業における災害時支援に関するルールの解説平成29 年2 月改訂 (公社) 日本下水道協会)
災害対応拠点	発災後の対応拠点となる場所であり、下水道対策本部として非常時対応の指揮を統括する拠点である。一般的に、下水道部局がある本庁舎、下水処理場の管理棟などが該当する。下水道部局の本部機能がある本庁舎が基本となるが、地方公共団体の規模や業務内容に応じて、対応拠点を別に置く場合もある。これらを総じて「災害対応拠点」とする。
代替拠点	災害対応拠点が被災して使用できなくなった場合、発災後の対応の拠点となる場所のことをいう。
被害想定	想定される地震・津波、水害に対して管路施設や下水道施設などを対象に被害状況を予測することで、発災後に下水道部局が実施する優先実施業務の業務量などを把握するためのものである。
優先実施業務	被災後にできる限り速やかに下水道機能を維持・回復するために、優先して実施すべき業務をいう。下水道BCPでは、災害対応業務が中心となるが、発災後に継続すべき通常業務も含まれる。
許容中断時間	優先実施業務の完了が遅延した場合の地域住民の生命・財産、生活および社会経済活動への影響度合い、並びに行政に対する批判を勘案し、それぞれの優先実施業務を完了（または、主要部分を完了）させるべきおおむねの時間のことをいう。
現状で可能な対応時間	現状（下水道BCP検討時点）において、リソースの制約を考慮し、優先実施業務を完了できるおおむねの時間のことをいう。
対応の目標時間	下水道BCP策定（更新）完了時点において、リソースの制約を考慮し、優先実施業務をほぼ確実に完了できる目標時間のことをいう。「現状で可能な対応時間」に、下水道BCP策定までに実行した事前対策を加味して決める。
非常時対応計画	リソースの制約を踏まえ、確実に優先実施業務を行うために必要な対応手順（行動内容）を、津波の有無や発災の時間帯（勤務時間内と夜間休日（勤務時間外））などに分けて、時系列で具体的に示したものをいう。また、気象情報（台風、降雨等）から事前に災害や被害の規模等が想定される水害では、その間に水害への対応を事前に実施する行為を事前対応といい、このような対応も非常時対応計画に含まれる。
事前対策	下水道施設の耐震化・耐津波化・耐水化、非常用発電設備の整備、災害対応拠点における人員の確保、事務用器具等の固定、資機材の備蓄・調達、各種協定の締結の強化など、下水道機能の維持・回復を図るために必要な対策をリストアップし、実施予定時期などを明確にし、「対応の目標時間」または「現状で可能な対応時間」を早めるための対策をいう。
支援／支援体制	災害時において、被災者側にリソース（人・モノ等）を提供することを支援といい、提供するための組織体制や仕組みなどを支援体制という。
受援／受援体制	災害時において、被災者側がリソース（人・モノ等）の提供を受けることを受援といい、提供を受けるための組織体制や仕組みなどを受援体制という。
支援者	支援を行う人やその班もしくは団体などのことをいう。支援隊や応援隊といわれることもある。
図上訓練	机上において、地図上などの位置情報から与えられた被害状況およびそこから発生が推測される事象を整理し、対処方法をグループ討議などにより導き出す訓練のことをいう。
水害	内水氾濫、外水氾濫、高潮によって引き起こされる災害とし、津波による災害は除くものとする。
新型インフルエンザ	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

出典：下水道 BCP マニュアル P 19～P 22 一部修正、追記

1.2 下水道 BCP の位置づけ

BCP は地域防災計画の地震・津波編や水害編、水防計画、他の計画等と整合が図られていることが前提であるため、地域防災計画を踏まえ、下水道 BCP を策定する。地域防災計画は、「発災時はまたは事前に実施すべき災害対策にかかる事項や役割分担等を規定する」計画（網羅性）であるのに対し、BCP は「発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする」計画（実行性）である。表 1.2.1 に BCP と地域防災計画の違いを示す。

表 1.2.1 BCP と地域防災計画の違い

	BCP	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）	発災時または事前に実施すべき災害対策にかかる事項や役割分担等を規定する
行政の被災	役所建物、人員、その他の必要な資源の制約を前提とする	機能することが前提
対象業務	非常時優先業務 ・ 応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務 ・ 停止できない通常業務	災害対策にかかる全業務 ・ 災害予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める	事前、初動、復旧・復興程度の区分
特性	実効性	網羅性

出典：柏市業務継続計画＜地震編＞ 令和 2 年 3 月 柏市

「柏市地域防災計画 令和 3 年 3 月修正」では活動目標時間が設定されているが、勤務時間内の発災を想定しているため、職員が満足に参集でき、庁舎が機能しているなど、必要資源は被害にあわないことが前提となっている。下水道 BCP（地震・水害編）は不可欠なリソースの相当な制約や許容中断時間を踏まえ、優先実施業務が円滑に実施できるよう、柏市地域防災計画をより実行性のあるものに補完するためのものである。

1.3 下水道 BCP の基本方針

(1) 基本方針

柏市では、柏市地域防災計画を踏まえて、全庁 BCP である「柏市業務継続計画<地震編> 令和 2 年 3 月（以下、「柏市地震 BCP」という。）」が策定されている。よって、下水道 BCP（地震・水害編）は柏市地域防災計画および柏市地震 BCP も踏まえて策定し、実行する。ただし、柏市地震 BCP は、地震のみを対象事象としているため、下水道 BCP（地震・水害編）では、以下の点を基本方針として、災害時における下水道事業の継続と早急な機能回復を図る。

①市民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

②下水道事業の責務遂行

市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能（浸水の防除、公衆衛生の確保等）を優先的に回復する。

③対象事象

大規模地震、津波、水害を主に対象リスクとして策定する。

(2) 対象期間

柏市地震 BCP では、非常時優先業務は「地震発生から 1 か月後」までに着手（実施）が必要なものとし、これを柏市地震 BCP の対象期間としている。柏市地震 BCP における非常時優先業務の位置づけは図 1.3.1 のとおりである。

- ①優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）
- ②主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
- ③主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの



出典：柏市地震 BCP P9

図 1.3.1 非常時優先業務の位置づけ

下水道 BCP（地震・水害編）では図 1.3.2 のとおり、柏市地震 BCP と同様に地震発生から暫定的に下水道機能が確保される（30 日程度）までを対象期間とする。



出典：下水道 BCP マニュアル P14 一部修正、追記

図 1.3.2 下水道 BCP（地震・水害編）の対象期間

(3) 対象業務

下水道関連課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

下水道関連課が主体で行う業務を中心に、発災後に確保すべき下水道機能とその復旧を主体的に行う部局について、柏市地域防災計画および柏市地震BCPに基づき、表1.3.1のとおり整理した。

表 1.3.1 発災後に確保すべき下水道機能に対応する主体部局

災害時においても確保すべき下水道機能		対象施設	機能を確保する上で必要となる対応の例	主体的に行う部局
トイレ使用の確保	汚水の流下機能の確保	管路	管内土砂搬出、可搬式ポンプ設置等復旧業者の手配	下水道工務課
		ポンプ場	可搬式ポンプ、仮設配管の設置等復旧業者の手配	下水道工務課
	トイレ機能	トイレ設備	避難所等におけるマンホールトイレの設置	各施設管理者(学校施設課、公園緑地課)
			仮設トイレの設置	環境部
			排水設備の復旧	下水道工務課
			水道の断水解消	水道工務課
		管路	し尿の汲み取りと受入れ	環境部
公衆衛生の保全	汚水の流下機能の確保	管路	管内土砂搬出、可搬式ポンプ設置等復旧業者の手配	下水道工務課
		ポンプ場	可搬式ポンプ、仮設配管の設置等復旧業者の手配	下水道工務課
浸水被害の防除	雨水の流下機能の確保	管路	管内土砂搬出、可搬式ポンプ設置等復旧業者の手配	下水道工務課
		ポンプ場	可搬式ポンプ、仮設配管の設置等復旧業者の手配	下水道工務課
	氾濫水排除による交通機能・公衆衛生の確保	管路	管内土砂搬出、可搬式ポンプ設置等復旧業者の手配	下水道工務課
		ポンプ場	可搬式ポンプ、仮設配管の設置等復旧業者の手配	下水道工務課
交通障害の発生防止による応急対策活動の確保		管路	浮上マンホール上部のカット等	土木部（道路保全課、道路サービス事務所）
		管路	交通規制（通行止め等）	下水道工務課 土木部（道路保全課、道路総務課、道路整備課、道路サービス事務所）

また、災害発生後に被害状況を確認する下水道関連課の管理施設を表 1.3.2 に示す。

表 1.3.2 下水道関連課管理施設

設名称	数 量	担当課	備 考
公共下水道 (污水管・雨水管)	約 1,330km	下水道工務課	下水道 BCP(地震・水害編)は令和元年度末の 下水道台帳データ(延長約 1,319km)に基づき 作成
篠籠田貯留場	—	下水道工務課	業者委託 (株)ウォーターエージェンシー 篠籠田貯留場 (または柏事業場) TEL : 04-7143-7071 (または 04-7170-2774)
柏ビレジ排水ポン プ場	—	下水道工務課	業者委託 昱(株) TEL : 04-7144-2281
調整池	2ヶ所 (柏ビレジ調整池、 川端調整池)	下水道工務課	
樋管	利根川 2ヶ所 大堀川 18ヶ所 大津川 1ヶ所	下水道工務課	業者委託 張間内樋管除く 20ヶ所 (株)ウォーターエージェンシー 担当：椎名 TEL : 090-8342-8810 張間内樋管のみ 1ヶ所 昱(株) 担当：城間 TEL : 080-1546-5993
マンホールポンプ	65 基	下水道工務課	業者委託 (株)ウォーターエージェンシー 篠籠田貯留場 (または柏事業場) TEL : 04-7143-7071 (または 04-7170-2774)

1.4 下水道 BCP の策定体制と運用体制

(1) 計画体系

下水道 BCP は、以下の 3 つの計画からなる。

①非常時対応計画

リソースの制約を踏まえ、発災後（水害の場合は、事前対応を含む）に実施すべき対応手順を時系列で示したもの。

②事前対策計画

「対応の目標時間」または「現状で可能な対応時間」を早めるために実施すべき対策を示したもの。

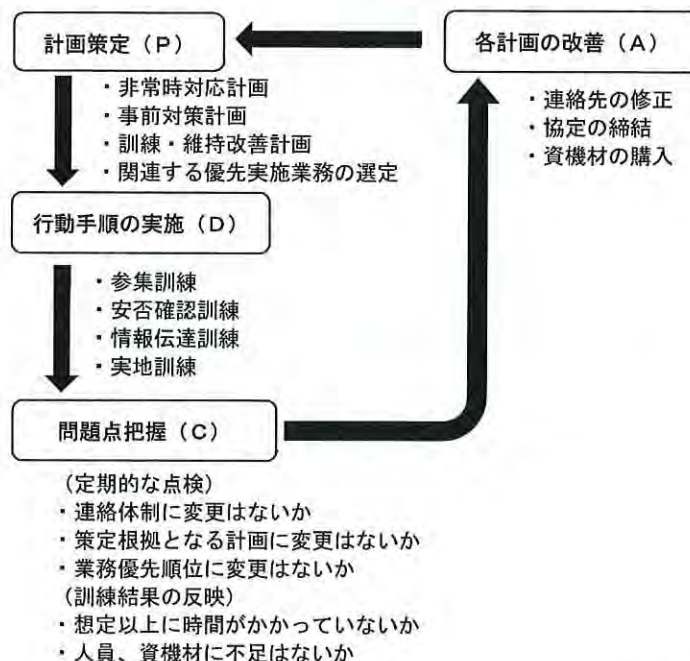
③訓練・維持改善計画

非常時対応計画の確実な実行と下水道 BCP の定着のための訓練、および下水道 BCP の維持改善を示したもの。

(2) PDCA サイクルによる継続的な維持改善

下水道 BCP は計画策定（Plan）後、事前対策や訓練を行い（Do）、訓練の結果や、人事異動や設備・委託先変更に伴う体制の変更など、発災後の行動に影響がある問題点を把握して（Check）、実践的な計画に改善していく（Act）ことが重要である。この PDCA サイクルを継続して行っていくことで、下水道 BCP の内容は向上し、最新性が保たれるため、いつ大規模災害が発生しても、対応できる体制を構築することができる。

図 1.4.1 に下水道 BCP マニュアルから PDCA サイクル構築のイメージを示す。



出典：下水道 BCP マニュアル P24

図 1.4.1 下水道 BCP の PDCA サイクル構築イメージ

(3) 下水道 BCP の策定体制と平時の運用体制

下水道 BCP の検討では、どの業務を優先させるか、どの事前対策を優先させるか（予算付け等を含む）など判断が必要になるため、全体の判断や災害の発生時の対応について責任を有する最高責任者の指揮の下、下水道関連課全体で下水道 BCP を策定する体制の構築が必要である。

さらに、非常時の対応（暫定的な下水道機能の確保、水害時の事前対応等）には、他の関連行政部局や関連協会・団体、民間企業等との調整や協力が不可欠となる。

また、策定後には、定期的に適切な下水道 BCP の維持改善を行うことが重要であるため、平時の運用体制、責任者・担当者の役割を明確にしつつ、構築する必要がある。

表 1.4.1 に下水道関連課における下水道 BCP の策定体制と平時の運用体制を、表 1.4.2 に協力体制を取る関連行政および民間企業等を示す。なお、災害発生直後に連絡をとる、関連行政および民間企業等の連絡先と連絡する内容は、後述の「2.11 災害発生直後の連絡先リスト」に示す。

表 1.4.1 下水道 BCP（地震・水害編）の策定体制と平時の運用体制

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	上下水道事業管理者	・下水道 BCP 運用の全体統括、意思決定 ・市長への報告
実務責任者	上下水道局次長（理事）	・最高責任者の補佐
下水道事業 担当者	総務課	・下水道 BCP 策定事務局 ・下水道 BCP の策定および運用の実施統括 ・是正措置の実施状況の確認 ・県および関連行政部局との調整の統括 ・教育の実施
	経営企画課長	・訓練の企画及び実施 ・総務課長の補佐
	下水道工務課長	・平時の維持管理 ・連絡先リストおよび施設等の定期点検 ・民間企業等との調整の統括

※局内に理事が配置される場合、当該理事は最高責任者の補佐に当たる。

表 1.4.2 関連行政部局および民間企業等

区 分	部署・氏名	役割（下水道関連課への対応内容等）
危機管理部	市災害対策本部事務局：防災安全課	・災害マニュアルの提出等
	危機管理政策課	
総務部	庁舎管理実務責任部署：資産管理課	・庁舎の耐震化状況の提出等
土木部	道路管理実務責任部署：道路総務課	・道路課の連絡先リストの提出等 ・道路の被害状況の提出等
	水路施設・河川施設維持管理責任部署 ：河川排水課	・河川排水課の連絡先リストの提出等 ・雨水排水施設、調整池、樋管、排水ポンプ の被害状況の提出等
上下水道局	水道関連課	・上水道の被害状況の提出等
環境部	環境サービス課	・仮設トイレの設置方針の提出等
民間企業	昱株式会社	・排水ポンプの被害状況の提出等
	株式会社ウォーターエージェンシー	・貯留場、中継ポンプ場、マンホールポンプ 場の被害状況の提出等